

小田原市教育委員会定例会会議録

1 小田原市教育委員会9月定例会は、平成16年9月30日午後5時～午後5時25分、301会議室において開催された。

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 島田祐子

2番委員 江島 紘

3番委員 桑原妙子

4番委員 岡野正則

5番委員 小林 泉

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 石 嶋 襄

生涯学習部長 白 木 章

学校教育部次長 寺 山 大 機

生涯学習部次長 今 村 清 晴

教育総務課長 杉 崎 公

スポーツ課長 大 川 隆 一

図書館長 大 木 徹

(書記)

教育総務課総務担当主査 関 野 憲 司

教育総務課主査 田 代 勝 美

4 議事日程

日程第1 報告第13号 事務の臨時代理の報告について

日程第2 議案第33号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第3 議案第34号 小田原市図書館協議会委員の委嘱について

日程第4 議案第35号 教育委員会委員長の選挙について

日程第5 議案第36号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 8月定例会の会議録承認...小林委員報告

(3) 会議録署名委員の決定...島田委員・桑原委員に決定

(4) 日程第1 報告第13号 事務の臨時代理の報告について

提案理由説明...教育長

江島教育長 ...それでは、報告第13号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。去る9月13日付けで、教育委員会事務局職員の異動を、別紙のとおり発令いたしました。これは、本来であれば、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。つきましては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。以上、簡単ですが、提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

(5) 日程第2 議案第33号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第3 議案第34号 小田原市図書館協議会委員の委嘱について

提案理由説明...教育長・スポーツ課長・図書館長

江島教育長 ...それでは、議案第33号「小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」、議案第34号「小田原市図書館協議会委員の委嘱について」を一括御説明申し上げます。スポーツ振興審議会委員及び図書館協議会委員の任期満了に伴いまして、後任の委員を委嘱しようとするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

スポーツ課長... それでは、議案第33号の小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、細部説明を申し上げます。スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第2項、および小田原市スポーツ振興審議会条例の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から15名を定員として選出することになっております。現在、スポーツ振興審議会委員は、2年間を任期として委嘱しており、平成16年8月31日をもって任期が満了しております。そこで、平成16年9月1日から平成18年8月31日までを任期として各選出団体に委員の推薦につきまして依頼しましたところ、別紙のとおり一部改選を含む推薦をいただきました。改選されましたのは、小田原市小学校長会から選出され委嘱しておりました、前田輝男（まえだ・てるお）委員に代わり、門松武則（かどまつ・たけのり）様の推薦をいただきました。また、新たな選出団体として県立高等学校長会県西地区校長会より石原春男（いしはら・はるお）様の推薦をいただきました。さらに、学識経験者として委嘱しておりました石川暉康（いしかわ・てるやす）委員に代わり、脇本恭子（わきもと・きょうこ）様を推薦したいと思います。脇本様におかれましては、水泳の指導者として長年にわたり活躍されており、その指導者としての経験は、本市における生涯スポーツの普及・振興に役立つものと思われまます。また、残る12名の委員につきましては、それぞれ再推薦をいただきました。つきましては、それぞれスポーツ振興審議会委員として適任と思いますので、委嘱いたしたく提案するものです。

図書館長 ...引き続きまして、議案第34号小田原市図書館協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。本件につきましては、任期満了に伴います図書館協議会委員の改選でございます。小田原市図書館条例第6条第1項の規定により委員数は10人以内とされ、同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとされております。また、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に図書館協議会を置くことができることとされ、同条第2項により協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。同法第15条の規定により、

協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命することとされております。これらの規定を受けまして、議案第34号の別紙として委員名簿案を用意いたしておりますが、8人の委員について委嘱いたしたく、提案した次第でございます。第26期になりますが、今期委員候補者のうち最下欄の鳥居氏につきましては、県立歴史博物館の学芸員の方で、図書館が市史編さん事業終了後の資料等を継承するとともに、従前から図書館が収蔵しておりました歴史資料や特別集書の整理、公開の場といたしまして、本年6月1日に市立図書館内に「地域資料室」を開設したことに伴い、この運営を念頭に置いたものでございます。また、中段下でございます小田さんと吉田さんにつきましては、今期初めて一般公募をいたしましたところ応募のございました方で、論文等により図書館に対する高い関心とご熱意がある方と認められましたので、候補者としたものでございます。さらに下から2人目の中田氏につきましては、かもめ図書館でボランティア活動をされている方々で組織されております「かもめ図書館フレンズ」の代表の方で、日ごろのボランティア活動を通して、図書館を市民の目から見た中で感じられることなどを、図書館の運営に生かすことなどを念頭に候補者としたものでございます。再任の方々につきましては、いずれの方々もご熱心に本協議会の活動を実践されてこられましたので、引き続いてお願いいたしたいと候補者といたしたものでございます。任期につきましては、平成16年10月1日から平成18年9月30日までの2年間となります。小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第4号の規定により、附属機関の委員の委嘱につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますので、提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

岡野委員長 ...スポーツ振興審議会委員の任期が平成16年9月1日からですので、本来8月定例会に提案して然るべきですが、これは委員の委嘱が遅れたからですか。

スポーツ課長...委員長のおっしゃるとおり本来であれば8月定例会に提案すべきところ

でございました。誠に遅まきながら本定例会で御議決をいただいた暁には、任期をさかのぼって9月1日からとさせていただきたいと考えております。

桑原委員 ...スポーツ振興審議会委員の任期を10月1日からとすることはできないのでしょうか。

スポーツ課長...現実には9月1日から現在まで委嘱していない空白期間となっておりますが、本来好ましいことではありませんので、後日委嘱する際には任期をさかのぼって9月1日からといたしたいと考えております。

図書館長 ...各種審議会は審議会毎に規則等による設置年月日が異なりますので、各種審議会委員の任期を統一させることは難しいと考えられます。

島田委員 ...図書館協議会の一般公募はとても良いと思いますが、委員の年齢層が近いと発想も似てくるのではないのでしょうか。例えば、子どもを登用すれば新しい発想が出てくるとと思いますが、子どもが委員になれない制約がありますか。

図書館長 ...委員となるに当たりまして年齢制限はありませんが、先ほども申し上げましたように図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者からという図書館法上の要件がありますので、小中高の子どもたちを委員にすることは法的制約のもとでは非常に難しいこととあります。公募制導入の反省点としては、非常に難しい、億劫だという声も聞かれました論文を書かなければならなかったこととあります。論文か作文か、又は他の選考方法か、将来的に考えていかなければならないと捉えております。

生涯学習部長...図書館を利用している世代は子どもから高齢者までと非常に幅広く、児童文庫や中高生の利用頻度も高いことから、子どもたちの意見も是非伺いたいと考えております。図書館協議会委員は、大人を想定している立法になっておりますが、低学年の子どもたちの意見を聞く場の一つとして1日図書館員という制度があり、子どもたちに図書館職員とともに図書館の仕事を体験していただいております。その体験を通して、子どもたちが図書館をどのように見て、どのようにしていきたいのか等の意見を取り入れながら今後の図書館運営の糧にしていきたいと考えております。

す。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第 4 議案第 3 5 号 教育委員会委員長の選挙について

提案理由説明...委員長

岡野委員長 ...教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 2 項により、「任期は 1 年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。私は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から委員長に選任されておりますので、本日 9 月 3 0 日をもちまして、その任期が終了することとなります。また、既に各委員も御承知のとおり、本日を持ちまして、教育委員としての任期も終えることとなります。このため、平成 1 6 年 1 0 月 1 日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能でありまして、この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり明日 1 0 月 1 日から発生することとなります。したがって、本定例会におきまして、平成 1 6 年 1 0 月 1 日からの任期を持ちます、教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

全員賛成により、指名推薦によることに決定。

岡野委員長 ...さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、1 番島田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

全員賛成により、島田委員から指名することに決定。

島田委員 …教育委員会委員長に、安藤委員を指名いたします。

全員賛成により、安藤委員が教育委員会委員長に当選、決定。

(7) 日程第 5 議案第 3 6 号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

岡野委員長 …委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 2 条第 4 項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

江島委員 …教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を推薦いたします。

岡野委員長 …ただいま、江島委員から横田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。

(意見なし)

岡野委員長 …御意見もないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

全員賛成により、岡野委員長から指名。

岡野委員長 …それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

全員賛成により、横田委員が委員長職務代理者に指定。

(8) 委員長閉会宣言

平成16年 月 日

委 員 長

署名委員（島田委員）

署名委員（桑原委員）